

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の4第1項
処 分 の 概 要：許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第1項（確認の手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課 営業支援指導係 （電話 018-863-1111 内 3054、3055）
備 考：